

●規程改正の概要

要 旨	平成30年度の組織改編に伴い、職員給与規程の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 職員給与規程</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 職名「リハビリテーション技士長」の新設</p> <p>中央病院リハビリテーション科の業務を統括する「リハビリテーション技士長」の配置に伴い、級別標準職務表（別表5）を改正する。</p> <p>(2) 「ゲノム検査科」の新設</p> <p>中央病院検査部に「ゲノム検査科」が新設されることに伴い、給料の調整額の適用区分表（別表13）を改正する。</p> <p>(3) その他 規定の整備</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。

職員給与規程 新旧対照表

新		旧	
別表5 級別標準職務表（第7条関係）		別表5 級別標準職務表（第7条関係）	
一・二 略		一・二 略	
三		三	
職務の級		標準的な職務	
略		標準的な職務	
五級	1 略	リハビリテーション室長、リハビリテーション技士長の職務	
	2 略	リハビリテーション室長、リハビリテーション技士長の職務	
	3 略	リハビリテーション室長、リハビリテーション技士長の職務	
六級	1～3 略	特に困難な業務を処理するリハビリテーション室長、リハビリテーション技士長の職務	
	4 略	特に困難な業務を処理するリハビリテーション室長、リハビリテーション技士長の職務	
	5 略	リハビリテーション室長、リハビリテーション技士長の職務	
略		略	
四～六 略		四～六 略	

別表13 給料の調整額の適用区分表（第37条、第48条関係）

勤務場所	職員	調整数
中央病院 略	(1)・(2) 略 (3) 検体検査科、生理検査科、病理診断科、輸血管理科、 <u>ゲノム検査科</u> 又はゲノム解析センターに勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員及びこれを補助する職員 (4)・(5) 略 (6) <u>患者支援センター</u> に勤務し、常時精神病患者の相談及び援助の業務に従事する職員	—
北病院 略	(7)～(11) 略 (12) <u>患者支援センター</u> に勤務し、常時患者の相談及び援助の業務に従事する職員	—
	(1)～(6) 略 (7) 社会生活支援部に勤務し、常時患者の相談及び援助の業務に従事する職員 (8) 略	—

別表13 給料の調整額の適用区分表（第37条、第48条関係）

勤務場所	職員	調整数
中央病院 略	(1)・(2) 略 (3) 検体検査科、生理検査科、病理診断科、輸血管理科 _____ 又はゲノム解析センターに勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員及びこれを補助する職員 (4)・(5) 略 (6) 地域連携センターに勤務し、常時精神病患者の相談及び援助の業務に従事する職員 (7)～(11) 略 (12) 地域連携センターに勤務し、常時患者の相談及び援助の業務に従事する職員	一一
北病院 略	(1)～(6) 略 (7) 社会生活支援科に勤務し、常時患者の相談及び援助の業務に従事する職員 (8) 略	一一